

労働災害を防止するためのポイント

1. 機械による「はさまれ、巻き込まれ」災害や「切れ、こすれ」災害を防止するには…

- ☆ガードを外した状態で作業を行う等、本来の状態でない形での機械の稼働、使用はやめましょう
- ☆機械の点検、掃除、修理をする場合には**機械を止め、確実に停止したことを確認してから**作業しましょう
- ☆機械に付着した魚の骨やヒシ、汚れ等を除去する場合にも**機械をきちんと止めてから！**
- ☆冷凍魚をバンドソーなどの切断、切削用の機械で加工する際には、**冷凍魚の滑りに十分注意するとともに、メッシュ手袋等、手先を保護するものを着用**しましょう
- ☆機械による災害は**重篤度が特に高い傾向があり、重大な障害が残る可能性もある**ので、機械の取り扱いには細心の注意を払いましょう

2. 「転倒」災害を防止するには…

- ☆濡れた床は滑りによる転倒災害の温床になります
- ☆通路や作業場に余計な荷物、台車等を放置していると、**つまずいたり踏んだりして危険です！**
- ☆**4S(整理、整頓、清掃、清潔)を徹底して**、滑りや荷物へのつまずきによる転倒災害のリスクを下げましょう
- ☆**床面を水洗いした後は、水濡れの除去を徹底**しましょう
- ☆**履物は滑りにくいものを使用するとともに、靴底の摩耗状況をチェックし、摩耗が進んだものは取り替え**ましょう
- ☆「たかが転倒、されど転倒」。平均休業日数は**1か月を超えます**